

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

北海道知事 高橋 はるみ

認可した管理規程の概要

美幌川頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第379号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

平成17年5月17日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管理規程の概要
網走川土地改良区	西幹線頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	東幹線頭首工	同

北海道告示第380号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（京極西地区経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きょ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成17年5月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年5月17日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第381号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成17年5月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 有珠郡壮瞥町字昭和新山204の1・205（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

目次

告 示

目次	ページ
○有害興行の指定.....（生活文化・青少年室）	19
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可.....（農業支援課）	19
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可.....（農業支援課）	19
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業支援課）	19
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	19
○知事権限に係る保安林の指定.....（治山課）	20
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	20
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	20
○道路の区域の変更及び供用の開始（2件）.....（道路整備課）	20

告 示

北海道告示第377号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成17年5月17日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	紅い淫臭	花蜜のしたたり	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	肉体秘書	パンスト濡らして		
同	韓流教師	下半身レッスン		
同	新・鍵穴	絡みあう舌と舌		

北海道告示第378号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、網走川土地改良区が管理する美幌川頭首工に係る管理規程を認可した。

平成17年5月17日

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
 3 指 定 施 業 要 件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐は、択伐による。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第382号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。
 平成17年5月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林の所在場所 登別市札内町200の3・201の23（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
 3 指 定 施 業 要 件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐は、択伐による。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び登別市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第383号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
 平成17年5月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡鷹栖町9977の2（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 (3) 解 除 の 理 由 公園用地とするため
 2(1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡鷹栖町9977の2（次の図に示す部分に限る。）
 (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
 (3) 解 除 の 理 由 公園用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道上川支庁経済部林務課及び鷹栖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第384号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 平成17年5月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除に係る保安林の所在場所 目梨郡羅臼町北浜6の3（次の図に示す部分に限る。）
 (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 目梨郡羅臼町北浜6の3（次の図に示す部分に限る。）
 (2) 保安林として指定された目的 魚つき
 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により平成17年5月30日から道路の供用を開始する。
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 平成17年5月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道
 2 路 線 名 夕張新得線
 3 道路の区域 区
 間 変更前後の敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

勇払郡占冠村字トマム国有林上川南部森林管理署211林班ろ小班 地先（河川敷地）から勇払郡占冠村字トマム799番1地先まで	前	18.00mから 23.00mまで	471.50m	—
	後	18.00mから 23.00mまで	471.50m	—
	後	12.00mから 23.00mまで	440.00m	—

北海道告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年5月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 上猿払浅茅野線
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
宗谷郡猿払村上猿払1372番1地先（道道豊富浜頓別線交点）から宗谷郡猿払村上猿払1965番1地先まで	前		14.50mから 32.50mまで	923.00m	道道 豊富浜頓別線 重複L = 76.50m
	前		19.40mから 70.50mまで	900.00m	道道 豊富浜頓別線 重複L = 43.00m
	後		19.40mから 70.50mまで	900.00m	道道 豊富浜頓別線 重複L = 43.00m

